

4

**母子家庭対策・
児童虐待防止
対策関係**

平成14年度母子寡婦対策関係予算内示の概要

厚生労働省

(平成13年度予算額) (平成14年度予算案)
2, 784億円 2, 802億円

◎ 母子寡婦福祉対策関係

2, 693億円 → 2, 693億円

総合的な母子家庭等自立支援対策と児童扶養手当制度の見直し

母子家庭等に対する介護人派遣事業や就労支援策等を充実するとともに、児童扶養手当制度については、就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や、所得の範囲について見直しを行う。また、母子家庭等の自立が一層促進されるよう、子育て・生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支援策などについて総合的に見直しを行い、次期通常国会に向けて法改正を検討する。

1. 母子寡婦福祉貸付金 4, 970百万円
- ・技能習得資金の一時貸付の充実（60万円まで一時貸付）
 - ・児童扶養資金の充実（児童扶養手当法施行令の改正に伴う対象者の拡大）
 - ・貸付原資の追加

2. 母子家庭等福祉対策 300百万円
- (1) 母子家庭等自立促進対策事業費

就労促進支援事業を発展的に解消し、新たに就業支援員による職業カウンセリング等を実施するなど就業支援を中心とする事業に組み替える。

○ 就業支援対策事業

- ・就業促進連携事業

地方公共団体と公共職業安定所、福祉人材センター等関係機関の連携を図ることにより、就業支援講習会修了者の雇用を促進し、母子家庭の就労支援体制の整備を図る。

- ・就業支援講習会

母子家庭の母及び寡婦に適した訪問介護員（ホームヘルパー）等の職種に必要な知識技能を習得させる。

・就業支援活動事業（新規）

就業支援講習会において、雇用施策と雇用主の求人情報等に精通した者（就業支援員）によるカウンセリング、各種求人情報の提供など、講習会修了後の円滑な就業促進を図るとともに、地域の企業の母子家庭に対する理解と協力を求めるなど母子家庭の就業を促進するための情報収集・提供を行う。

○ 母子家庭等就業支援センター・モデル事業（新規）

就業相談から技能講習、就業情報の提供等に至るまでの一貫した就労支援サービスを行う母子家庭等就業支援センター事業をモデル的に実施する。
実施か所数 10か所

○ 特別相談等事業

母子相談員による一般相談では必ずしも解決できない問題も少なくないため、養育費の取り決めなどについて、弁護士等専門家による特別相談事業を実施するとともに休日等において電話相談を実施する。

○ 生活指導講習会

ひとり親家庭等を対象とした、各種の生活指導講習会を開催し、生活知識等の習得などにより生活の安定と向上を図る。

(2) 母子家庭介護人派遣等事業費

200百万円

○ 母子家庭等介護人派遣事業

母子家庭の母等が修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な場合等に家事や児童の世話などを行う介護人を派遣する。

- ・補助対象を市町村まで拡大
- ・補助単価の引き上げ（介護人派遣手当 5,320円 → 6,120円）
- ・利用者負担の軽減（低所得者以外のひとり親世帯等）

○ ひとり親家庭支援事業（父子家庭等援事業の拡充）

ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できる大学生等を家庭に派遣し、育成指導等を行う児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）及びひとり親家庭同士の情報交換を行う。

- ・補助対象を市町村まで拡大
- ・児童訪問援助事業の補助単価の引き上げ（2,660円 → 5,320円）
- ・情報提供事業の拡大

(3) 母子家庭等自立促進基盤事業費

8百万円

・ブロック別研修会

母子家庭等の自立促進を図るため、（財）全国母子寡婦福祉団体協議会が主催する特に就労対策を中心としたブロック別研修会を開催する。

・就労促進情報収集事業

〔 就労関係の情報収集等を行うとともに、民間企業経営者等に母子家庭の理解と認識を深めてもらうための連絡会議を行う。 〕

(4) 子育て支援短期利用事業費

128百万円

○ ショートステイ・トワイライトステイ事業

〔 保護者の疾病、恒常的な残業、児童の休日における出勤等の事由により児童の養育が一時的に困難となった家庭であって他に養育する者がいない場合及び緊急的に保護を必要とする母子等で、市町村長が必要と認めた場合に、児童養護施設や母子生活支援施設などで一定の期間、養育・保護を行う。 〕

・ひとり親世帯の子育て支援の充実（低所得者世帯の利用料全額免除）

○ 家庭訪問支援事業（新規）

〔 市町村で研修を受けた「子ども家庭支援員」が、軽度な被虐待経験等の問題を抱える家庭に対して、訪問などによる育児相談・支援等を行う。 〕

3. 児童扶養手当

263,744百万円

○ 物価スライドの特例（平成14年4月実施）

〔 平成13年の消費者物価指数の下落が見込まれるが、平成14年度の手当額は前年度と同額とする。 〕

○ 所得制限等の見直し（平成14年8月実施）【別紙参照】

○ 事務取扱交付金の単価設定等

- ・福祉事務所設置市町村の単価 @1,430円（平成14年8月実施）
- ・適正化等事務費の拡充（補助対象を市等に拡大）

◎ 母子家庭の母等就業援助対策関係

91億円 → 109億円

1 就業に関する相談等の実施

○ 寡婦等職業相談員の配置

217百万円

〔 母子家庭の母等及び寡婦に対する職業相談、指導体制を充実させるため、公共職業安定所に寡婦等職業相談員を配置する。 〕

2 就職援護措置の充実

○ 特定求職者雇用開発助成金の支給

10,645百万円

〔 母子家庭の母など就職が困難な者を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して支給する。 〕

(別紙)

児童扶養手当制度の見直し（平成14年8月実施）

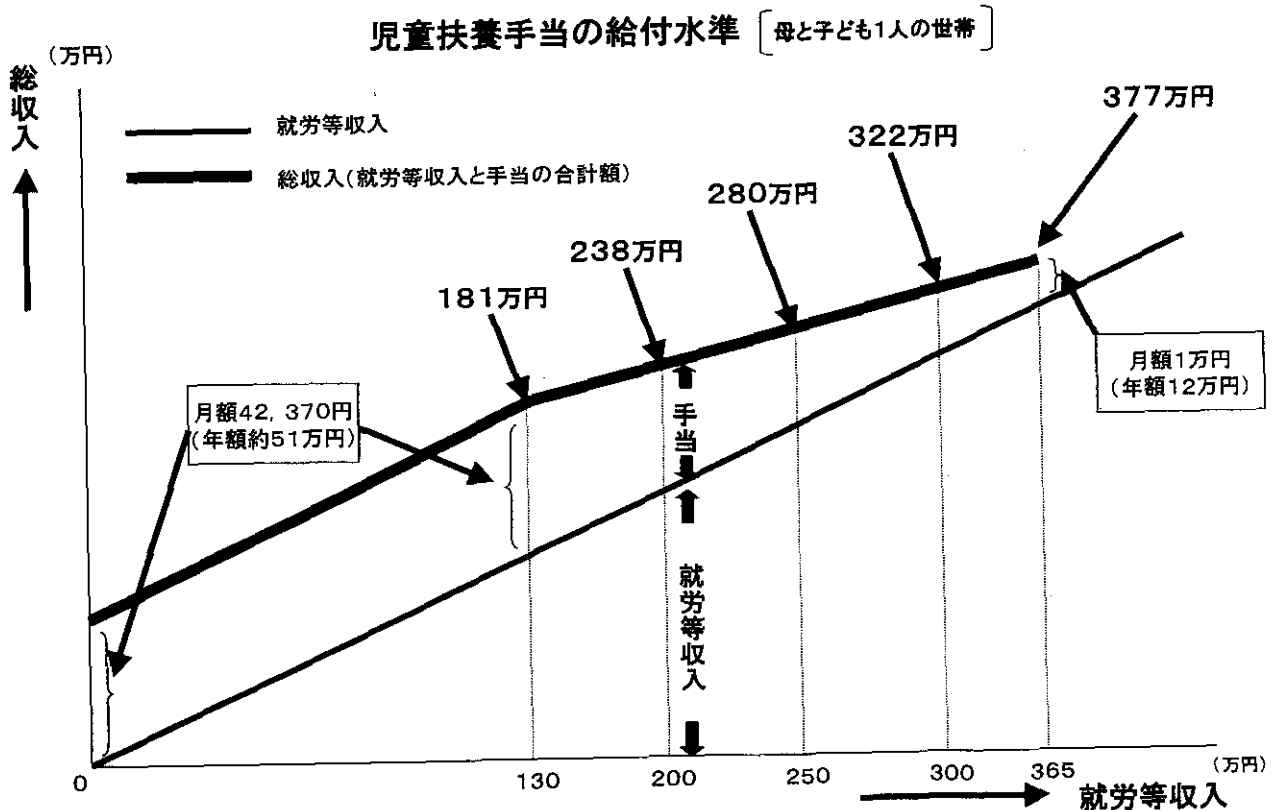
就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や所得の範囲について見直しを行う。

<本人（2人世帯）の場合>

全部支給 42,370円（月額）

一部支給 就労等による年間収入額の増加に応じて手当額を加えた総収入額がなだらかに増加するよう、手当額を42,360円（月額）から10,000円（月額）まできめ細かく設定

※総収入が181万円までは手当を全部支給（月額42,370円、年額約51万円）
※総収入が181万円以上の場合には、就労等の収入が1万円増えるごとに総収入が8,000円弱程度増加するよう、手当額を42,360円から10,000円まできめ細かく設定。



母子寡婦福祉貸付金

1 技能習得資金の一時貸付の充実

技能習得資金においては、これまでも母子寡婦法施行令第9条の規定に基づき、数月分をあわせて交付する特別な事情がある場合として、自動車運転免許の習得の場合を認めているところであるが、来年度より、修業施設等の入学金や授業料、技能習得に必要な材料、機材等の購入に一時的に多額な経費が必要となる場合に、60万円（12月分）を限度に技能習得開始当初に貸付を行えるよう運用改善を図ることとしている。

2 児童扶養資金の充実

児童扶養手当制度について、就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や所得の範囲について見直しを行うこととしているが、この制度改正に伴って、児童扶養手当額の一部支給制限を受けることとなる者に対して、児童扶養資金の貸付を行えるよう母子寡婦福祉法施行令の改正を行うこととしている。

適用時期 平成14年8月（政令改正は、平成14年4月以降の予定。）

3 貸付原資の追加

前年同額の49億7千万円を確保。

母子家庭等就業支援センター・モデル事業

1. 趣旨

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供する事業をモデル的に実施する。

2. 事業実施主体

都道府県・指定都市・中核市(母子福祉団体等に委託することができる)

3. 実施か所数 10か所

4. 事業内容

(1) 相談機能

- ① 就業に向けた総合的なアドバイス等を行う相談員を配置する。
- ② また、管内の市町村に赴き、就業に関する相談に応じる巡回相談員を配置する。
- ③ 相談員は、本人の意欲、能力、生活状況等に応じて、各種就業支援施策から相談者に最適な支援策をアドバイスや就労支援計画を策定する。

(2) 職業能力開発機能

- ① 従来から実施している就業支援講習会に加え、高度な講習等を開催する。
- ② 事業実施に当たっては、母子福祉団体への委託をはじめ、都道府県等が自らの施設を利用して(女性就業援助センターの改組等に伴う、施設の利用も可能。)、母子家庭に対する講習事業を強力的に展開する。

(3) 情報提供機能

センターに相談のあった者に対する求人情報の提供、事業主への情報提供、職場開拓のための情報収集等を行い、理解と協力を求める。

☆ 平成14年度は、平成15年度の本格実施に向けて、相談から技能講習、就業情報の提供等まで一貫した体制を整備する地方公共団体に対してモデル的に実施する。

(既存の就業支援講習会事業とは並列実施。)

5. 予算額 …… 78百万円

(補助対象経費)

- ① 相談機能 … 相談員の賃金・活動経費、離転職セミナーの開催に要する経費
- ② 職業能力開発機能 … 高度の技能講習会の開催経費(託児付き)に要する経費
- ③ 情報提供機能 … 情報提供従事者の賃金、インターネットやダイレクトメールでの情報提供、パンフレットの作成、啓発イベントの開催等に要する経費

6. 補助率 …… 1/3(負担割合 国: 1/3・都道府県、指定都市、中核市: 2/3)

母子家庭介護人派遣等事業

1 平成14年度の主な改善内容

(1) 母子家庭等介護人派遣事業

① 補助対象を市町村まで拡大

都道府県（指定都市、中核市を含む。） → 都道府県（指定都市、中核市を含む。）
及び市町村（特別区を含み指定都市、中核市を除く。）

* 市町村が行う事業に対し都道府県が補助する場合に対象とする。

② 補助単価の引き上げ

介護人派遣手当 1日 5,320円 → 6,120円

③ 利用者負担の軽減

利用世帯の区分	利用者の負担額		
		13年度	14年度
生計中心者の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4の第2項に定める額未満の世帯	1日	0円	0円
	半日	0円	0円
前記の以外の世帯	1日	5,320円	3,060円
	半日	2,660円	1,530円

(2) ひとり親家庭支援事業（～13' 父子家庭等支援事業）

① 補助対象を市町村まで拡大

都道府県（指定都市、中核市を含む。） → 都道府県（指定都市、中核市を含む。）
及び市町村（特別区を含み指定都市、中核市を除く。）

* 市町村が行う事業に対し都道府県が補助する場合に対象とする。

② 児童訪問援助員（ホームフレンド）事業の改善

・補助単価の引き上げ

児童訪問援助活動費 1回 2,660円 → 5,320円

母子家庭の児童に対する支援も含め、ひとり親家庭の児童に対する支援を充実する。

③ 派遣家庭情報交換事業

・制度利用の対象者を母子家庭まで拡大。

地域で孤立しがちな、ひとり親家庭が互いに情報交換を行うとともに、悩みをうち明
けたり相談し合う場を提供する。

・地域に密着した利用促進を図るため、福祉事務所を単位として事業を実施。

2. 予算額 …… 200百万円

3. 補助率 …… 国：1/2、都道府県（指定都市、中核市を含む。）：1/2、
【市町村の場合は、都道府県1/4、市町村1/4】

母子家庭自立支援のための福祉事務所とハローワークの連携モデル事業

母子家庭の早期自立を図るためには、早期の段階においての支援が重要であり、母親自身の精神的安定を図るとともに、自立意欲の助長、就労意欲の醸成を図ることが必要である。

こうした観点から、母子家庭の初期把握が可能な死亡、離婚届や児童扶養手当申請の際、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就労環境の調整や就労に関する適切な情報を提供、ハローワークを利用する母子世帯の母親への福祉情報の提供など、住民に身近な市においてハローワークと連携したモデル事業を実施し、母子家庭の求めと必要に応じたきめ細かな対応と自立の促進を図るものである。

(事業実施主体)

ハローワークの設置されている市

(事業内容の例)

- 1 母子家庭の自立促進に関する就労関係機関との連絡協議会の設置
(福祉事務所、ハローワーク、職業訓練機関関係者等)
 - ・管下における母子世帯の状況、求人・求職状況、職業訓練機関の情報提供
 - ・広報等の連携システムの構築
 - ・その他就労促進に関する情報の提供
- 2 市の相談体制の強化
 - (1) 母子家庭自立支援員の設置
児童扶養手当の受給相談や貸付金、法律問題など様々な問題に対する総合相談窓口としての役割を担い、相談者の求めと必要に応じて支援計画を策定、管理する
 - (2) 個別支援プログラムの作成
母子家庭等の求めと必要に応じた自立支援プログラムに基づく支援
(母子生活支援施設の利用・母子福祉貸付金の利用・公営住宅入居・保育所の利用・放課後児童クラブの利用・職業訓練・技能講習受講・ハローワークの利用・生活保護の受給・健康支援等)
 - (3) 就労関係に知識・経験を有する者を活用した職業相談の実施
自立支援員に協力し、特に就労関係機関の利用方法や制度の紹介、自立支援計画に基づく就労関係活動を中心に援助する
 - (4) 技能習得講習、職業訓練機関の利用方法等就労支援情報の提供
連絡会議で得た情報等について、パンフレット、開講案内(訓練内容等)など必要な情報提供を行う
 - (5) ハローワークと連携した求人情報の提供
求人情報について、提供内容・連絡体制について可能なシステムを検討するとともに、福祉事務所等窓口において求人情報等を提供する
 - (6) 自立困難者に対する支援体制の確立
何らかの問題を抱え自立が困難な者に対して、地域での自立生活支援や就労への援助など関係機関との連携により支援プログラムを策定する等支援体制を推進
- 3 母子家庭の自立支援に関する福祉、就労関係機関の合同研修(事例検討等)
母子家庭の自立支援について、具体的な事例を基に、福祉分野だけでなく就労分野などの関係者によるケース会議を開催し、各種施策への理解と有機的な組み合わせ等を相互研修する

(参考) 平成13年度(平成14年1月から実施) 千葉市・小松市・呉市で実施

子育て支援基金を活用して(財)全国母子寡婦福祉団体協議会が行う「母子家庭による在宅育児支援就労に関する調査研究事業」

(趣旨)

- 1 母子家庭の母の就労に際しての問題点として、年齢による制限(45歳以降の求人は少ない)があり、中高齢者の就職、転職を困難な状況にしている。
一方、若い世代の母親の就労については、小さい子を抱えていることから求職に様々な制約を生み、生計を支えることのできるだけの就業につくことがなかなか困難な時期にあり、保育所への入所待機など母親自身に自立意識があってもそれを支える就労環境の整備が未整備であるため、その環境整備が必要となっている。こうした諸条件のミスマッチを母子家庭の母が相互支援により解消し、就労環境の整備を図るとともに、ニーズの高い子育て支援・高齢者福祉分野において、その経験を生かした就労の場を確保することが重要となっている。
- 2 また、子育て支援分野においては、近年の子育て経験のある年長者が同居していない核家族や夫の育児協力が得られず、子育て不安、育児ストレスを抱えながら、地域社会において孤立した子育てを余儀なくされ児童の虐待に及ぶものが多くなっている。このような状況は母子家庭の母においても内包しており、死別・離婚という生活の激変に加え、一人で子育てと生計を担うというストレスを抱え、経済的、精神的に不安定で、孤立した生活を余儀なくされていることから、在宅福祉サービスとして子育て支援サービスの必要性は高く、サポートシステムの構築が必要となっている。
- 3 そこで、こうした状況を踏まえ中高年母子家庭の母を対象とした子育て関係の知識、技術講習を実施し、家庭養育ヘルパーとして家事支援に加え、子の養育に関するヘルパーとしての若い世代の養育支援を行うことを検討するものである。

(事業内容)

○調査研究内容

- ・育児支援分野における在宅福祉へのニーズの把握
- ・在宅形態での就労について実践団体等のヒヤリング
- ・育児支援に必要な知識・技能習得講習プログラムに関する調査研究

○事業実施結果を踏まえての報告書の作成

- ・モデル事業の実施結果を踏まえ、プログラムの評価
- ・調査研究結果の取りまとめ

母子家庭による在宅育児支援就労に関する調査研究事業

家庭養育ヘルパー養成モデル事業実施要綱

1. 事業の趣旨

平成13年度社会福祉・医療事業団の助成事業として、現在子育て中、又は子育て後の母子家庭の母が、その経験に加え、必要な知識、技能を身につけることにより、家庭養育ヘルパーとして社会的支援の担い手となり、在宅で就労できうる就労形態について調査研究することを目的とする。

2. 実施主体

財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が研究協力団体となり、調査研究委員会（委員長 龍谷大学教授長上深雪）を設置、全国7府県において、家庭養育ヘルパー養成プログラムをモデル事業として実施する。

3. 委員会の設置

下記6名により委員会を設置し、この事業の調査研究を行う。

委員長	長上 深雪	龍谷大学社会学部教授
委員	稲本 智	キリスト教社会福祉専門学校講師
委員	奥田 香子	京都府立大学福祉社会学部助教授
委員	土田 美世子	聖和大学短期大学部講師
委員	藤原 千沙	岩手大学人文社会科学部講師
委員	鉄崎 智嘉子	大阪府母子寡婦福祉連合会副会長

4. モデル事業実施団体

社団法人 岩手県母子福祉協会・財団法人栃木県母子寡婦福祉連合会・財団法人愛知県母子寡婦福祉連合会・社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会・財団法人広島県母子寡婦福祉連合会・財団法人香川県母子福祉連合会・社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会

5. プログラムの進め方

◇講習会

家庭養育ヘルパー養成カリキュラム（別紙）に沿って、子どもの一時預かりを実施するための基礎知識や技能を習得することを目的として講習会を実施する。11月中旬から1月中旬にかけて土曜日、日曜日を中心に開催。

例 6時間 × 6日 （30時間は講義、6時間は保育所での見学実習）

◇体験実習

講習修了者は、子どもの預かりなどの体験実習を行う。

6時間 × 5日 （24時間は在宅体験実習、6時間は保育所での体験実習）

◇評価

受講生や担当講師などへのアンケートや座談会などを実施し、プログラム全体について行う。

母子家庭による在宅育児支援就労に関する調査研究事業
家庭養育ヘルパー養成カリキュラム

(36時間)

No.	開催日時	時間数	講座名	内 容	講 師
1		30分	◎オリエンテーション	◎講座の説明	事務局
		1.5時間	育児支援の必要性とその内容	◎ヘルパーの仕事の必要性やその重要性、仕事内容について ◎育児支援とは何か	(自治体の児童福祉担当者等)
2		2時間	現代の子育て事情	◎現代の子育て環境(家庭、地域、社会)の状況と問題点 ◎最近の子どもの特徴について	(保育士または小学校教諭等)
3		2時間	乳幼児期における子どもの心の発達	◎子どもの心の発達について(心理面や情緒面、社会性の芽生えなど)	(発達心理、発達相談の専門職等)
4		2時間	乳幼児期における子どもの身体の発達	◎乳幼児期における身体的な発達について	(保健婦、小児科医等)
5		2時間	学童期における子どもの心とからだ	◎主に小学校1年から4年生までの心とからだの発達について	(小学校保健室の先生、保健婦、小児科医等)
6		2時間	乳児期における食について(哺乳を含む)	◎乳児期における食の重要性と哺乳や実際の食事の作り方について	(栄養士、保育園の調理担当者等)
7		2時間	子どもの健康と病気	◎乳幼児期から学童期までの子どもの健康状態やかかりやすい病気について	(小児科医等)
8		2時間	体調不良や病後の子どもの保育	◎体調不良や病後の子どもの生活の世話や関わり方	(病時保育にかかわっている保育士、看護婦等)
9		2時間	緊急時の対応と応急措置	◎事故や急な状態変化の時の対応や応急措置について	(日赤救急法指導者等)
10		4時間	子どもにとっての遊びとその援助	◎子どもにとっての遊びの重要性と具体的な遊びについて	(保育士等)
11		2時間	親に対する相談援助のあり方	◎育児支援における相談援助の重要性とその内容について	(相談援助やカウンセリング、ソーシャルワーカー等の専門家等)
12		2時間	相談援助の実際	◎コミュニケーションの方法や相談援助の実際について	(相談援助やカウンセリング、ソーシャルワーカー等の専門家等)
13		2時間	日本における育児支援対策の現状と課題	◎保育所や子育て支援センターなどについて現状と課題	(自治体の児童福祉担当者等) (保育ママ)
14		30分	オリエンテーション	◎ヘルパーとしての心構えや記録について	
		1.5時間	家庭養育ヘルパーとしてスタートするにあたって	◎本プログラムの評価方法について	(社会福祉専門家、ヘルパー業務に詳しい人等)
15		8時間	保育実習	◎保育所での保育実習を体験(基本的には見学実習、保育所の果たしている役割、集団保育の実際、食事やおやつを取り方等)	

※ No.15の保育実習は、No.1、2、3、4、5、8、10の講座が修了した後に実施して下さい。

児童扶養手当事務委譲及び所得制限等の見直し
に伴う今後のスケジュールについて

年・月	担当者会議等	電算システム関係
14年1月	・児童扶養手当事務担当者等打ち合わせ 会(11日)	} データ移行
3月	・平成14年度予算成立	
4月	・児童扶養手当法施行令及び事務費政令 の一部改正公布	} 事務委譲に向けての確認作 業及び制度見直しに伴うシ ステム改修
6月	・担当者会議(全国又は各ブロック別)	
8月	・認定等の事務を市等に委譲 ・児童扶養手当法施行令及び事務費政令 の一部改正施行(所得制限等の見直し) ・現況届受付開始(1日から31日まで)	} 入力作業
12月	・支払い	

※ このスケジュールは現時点でのものであり、今後、変更があり得る。

雇児総発第 58 号
雇児福発第 72 号
平成13年12月12日

都道府県
各 児童福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長

被虐待児童の一時帰宅等への適切な対応について

近年、児童虐待に関する児童相談所の相談件数の増加が続く中、児童福祉施設へ入所する被虐待児童も増加しております。このため被虐待児童の心身の傷の癒しや児童と保護者の関係の回復など、家族の再統合に向けた支援が一層重要になっております。

施設に入所した被虐待児童への対応については、平成12年11月20日付児企第30号厚生省児童家庭局企画課長通知にて関係機関等への周知をお願いした「子ども虐待対応の手引き」において示しているところでありますが、最近、児童養護施設から保護者の元へ一時帰宅中の児童が、保護者からの虐待により死亡するという悲惨な事件が発生しております。

については、児童、保護者の状況に応じた適切な対応を図ることにより虐待の再発を防止するため、管内の児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、民生・児童委員、主任児童委員等に対し、「子ども虐待対応の手引き」（特に第8章の部分）とともに下記の留意事項についてさらに周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 処遇指針及び自立支援計画に関する留意事項

- (1) 児童相談所は、児童の施設入所措置の時点で、面会や一時帰宅等に関する援助計画を含む処遇指針を策定し、児童、保護者及び施設に説明を行い、その内容に基づいた支援を行うこと。
- (2) 施設は、児童相談所の処遇指針を受けて、入所児童の自立支援計画を策定し、同計画の内容は、家庭環境調整に関する具体的支援の目標と方法に関する計画を含むものであること（「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」平成10年3月5日付児家第9号参照）。
また、保護者との面会や一時帰宅等に関する方針や対応については、児童自身の意向も踏まえ、組織として、児童と保護者への指導にあたること。
- (3) 児童相談所及び施設は、児童と保護者の状況の変化を的確に把握し、緊密な連絡、協議を行いながら、処遇指針及び自立支援計画の再評価と必要な見直しを行うこと。

2 一時帰宅に関する留意事項

- (1) 一時帰宅は、家族関係の修復や再構築の機会である一方で、重大な危険を伴う可能性もあることから、施設長は保護者の生活状況、面会や外出時の様子、児童の意向等について十分配慮し、児童相談所とも協議の上、特に、時期及び期間については慎重に判断すること。また、保護者に対し一時帰宅中に生じやすい問題の理解と対処の仕方等について適切な助言を行うこと。
- (2) 施設及び児童相談所は、役割を明確にした上で、保護者との連絡や家庭訪問を行う、地域の民生・児童委員、主任児童委員等との連携を図るなど、一時帰宅中の児童と保護者の状況把握に努めること。
- (3) 虐待を理由として施設入所措置を行った事例に限らず、施設入所によって乳幼児期より親子が離れて生活している等の事例においても、育児経験の不足や当該児童の特性を受け止めることが困難な場合など、親子の関係の取り方が円滑に行かない事態が生じやすいことから、同様の配慮を行うこと。
- (4) 年末年始や夏季においては、一時帰宅が行われる場合が多いが、上記の事項に十分注意して適切な対応を行うこと。

虐待・思春期問題情報研修センターの概要

1 設置の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律の施行や付帯決議などを踏まえ、「虐待・思春期問題情報研修センター」を設置し、児童相談所等の第一線機関への情報提供や職員研修などの技術的支援を行うことにより、深刻化する児童虐待問題や思春期問題（非行・家庭内暴力等）への対応を充実強化する。

2 機能

- ① インターネット等を利用した児童虐待及び非行等の思春期問題（以下「虐待問題等」という。）に関する情報の収集・提供。
- ② 児童相談所などの専門機関から虐待問題等に関する専門的な相談。
- ③ 虐待問題等対応機関職員の研修の実施。
- ④ 児童福祉施設での臨床研究と連携した研究。

3 国庫補助

- ①補助先：横浜市
- ②設置・運営：社会福祉法人 横浜博萌会 横浜いずみ学園
- ③国庫補助額：定額

4 所在地 横浜市戸塚区汲沢町

5 スケジュール（予定）

- 平成13年度 ・虐待・思春期問題情報研修センターを整備。
 ・情報収集、研修カリキュラムの作成など一部事業を実施。
 平成14年度 ・本格実施。

6 概念図

